

河合町空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。以下同じ。）の策定及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、河合町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 空家等の適正管理に関する条例の策定に関すること。
- (2) 空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (3) 空家等の調査並びに管理不全空家及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (5) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか空家等の対策に関し必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表
- (2) 町議会の議員
- (3) 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
- (4) 奈良県警察の警察官及び奈良県広域消防組合の消防吏員
- (5) 前4号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

(臨時委員及び専門委員)

第5条 協議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 追加して委嘱する委員の任期は、現に委嘱されている委員の任期の終期までの期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に、会長及び副会長を各1人置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、関係機関等の説明若しくは意見又は助言を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、まちづくり推進部地域活性課空家対策室において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和3年1月18日から施行する。